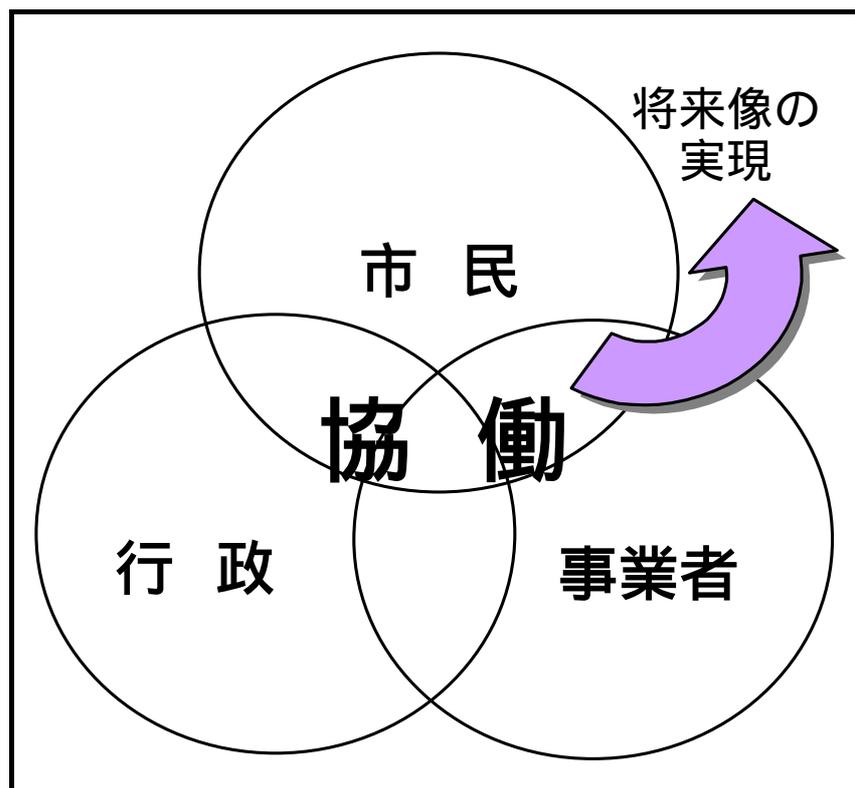


パートナーシップの実現に向けて

市民と行政の

協働まちづくりのための指針



平成17年8月

流山市

目 次

1	市民参加から市民参画へ ～ その背景と必要性 ～	P3
2	協働とは	P4
3	協働まちづくりを実現するための市民と行政の役割	P5
4	協働を進めるうえでの基本原則	P5
5	さまざまな協働まちづくりの形態	P6
6	対象となる市民活動の分野と協働まちづくり事業の類型	P7
7	協働まちづくり事業の採否の協議について	P7
8	協働まちづくり事業における契約上の考え方について	P8
9	期待される効果	P8
10	協働まちづくり推進のための制度や仕組みづくり	P9
	【資料編】	
	協働まちづくり事業に結びつく17分野の例示（新しい公共）	P12
	用語の解説	P18

はじめに

この『協働まちづくりのための指針』は、市民、事業者及び行政が、まちづくりのパートナーとして、流山市の新しい公共を築いていくための協働の考え方について理解しておく必要があり、現時点で考えられる基本的な事項について整理したものです。

この指針を作成するにあたり、市民と行政のパートナーシップについて検討するために公募でお集まりいただいた『ながれやま21パートナーシップ市民会議』の皆さんが多くの議論の末、まとめた「提言書」の内容を尊重して作成したことを申し添えます。

1 市民参加から市民参画へ ～その背景と必要性～

1-(1) まちづくりにおける市民参加の変遷

～依存と形式的な関係からの脱却～

戦後の社会復興期から高度成長期を通じ、まちづくりにおける市民と行政の関係は、どちらかといえば市民の要望（経済的な豊かさに結びつく財やサービス）に行政が応えるという関係が築かれ、行政の肥大化を招きました。

高度成長期という時代背景もあり、本当の意味で、先進自治体において市民参加のまちづくりが進められましたが、他では市民が行政に要求し、その後は任せっぱなしという市民と、それに応じる（応えていければいい）行政という双方の「依存」と「形式的」な関係を作ることにもなりました。

～自治体運営の変化からの要請～

しかし、バブルの崩壊とともに多くの公共事業の行き詰まりが全国の至るところで社会問題となり、これまでの成功システムは、時代の変化に対応できなくなってきたことに、市民は気付きはじめ、「知る権利や発言する権利」に要望が変化し、まちづくりに対する市民のあり方や市民と行政との合意や協力のあり方について、市民参画という新たな考え方、新しい仕組みが必要になってきました。

また、各自治体は地方分権により、公平で画一的・均一的な自治体運営から、より創造的で個性ある、都市間競争に生き残る主体的な自治体への脱皮が求められるようになりました。

1-(2) 協働まちづくりへ ～財政健全化に向けた「小さな政府へ」～

21世紀を迎え、少子高齢化、生活様式・価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は日々変化し、多様化する市民ニーズに行政だけが公共サービスを的確に提供するのには限界の時代となりました。

このような社会情勢の変化に対し、多様性、先駆性及び自主性を兼ね備えたNPOなどに代表される市民活動が先駆的なチャレンジを試み、新たな公共サービスの担い手として活発な公益活動の輪が全国に広がり始めました。

そうした中、流山市では、直面している財政危機の打開に向けて、徹底した行財政改革に取り組みはじめたところです。肥大化した行政コストの削減を図りつつ、財政健全化に向けた市民へ業務のアウトソーシングを積極的に推進するなど、いわゆる「大きな政府」から「小さな政府」への改革が急務な状況となっています。

そこで、本市は平成17年度から向こう5年を「市民満足度の高い流山市への転換」を掲げました。その取り組みの一つが市民、事業者及び行政との協働のまちづくりの推進です。

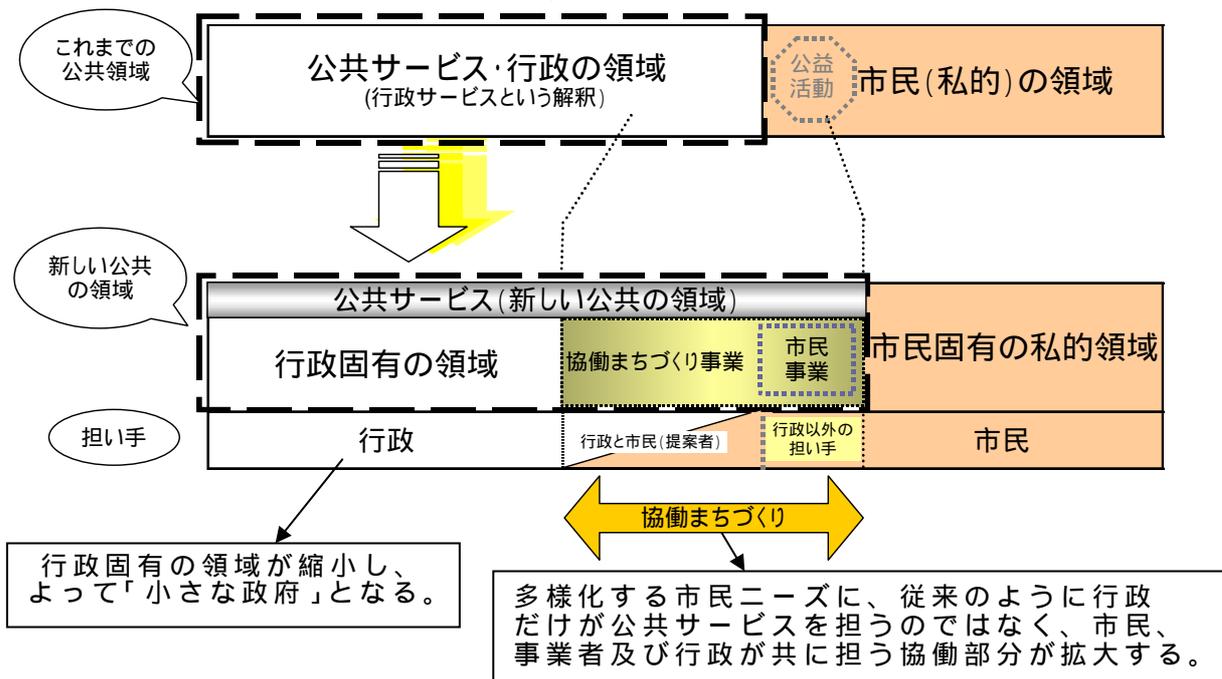
これからのまちづくりは、市民、事業者及び行政がそれぞれ担い手として公共サービスを提供する時代、すなわち、協働のまちづくりを実現していくことが必要です。

2 協働とは

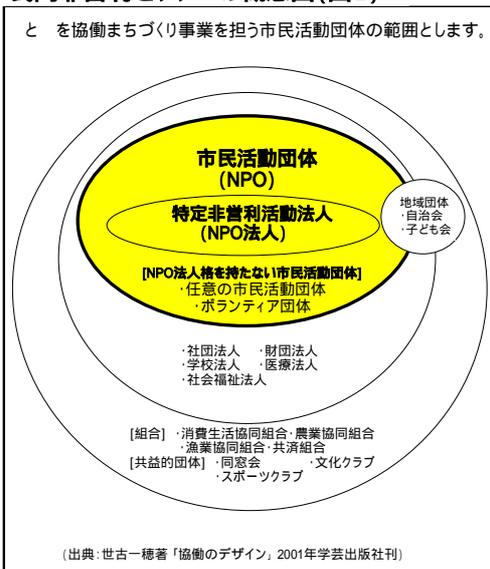
協働とは、共に同じ「共同」とは違います。市民、事業者、行政という異なる3つの部門が、それぞれの特性¹と立場をお互いに理解・尊重し、共有する地域社会の将来像の実現に向け、連携協力することにより相乗効果が高まり、単独ではできなかった「行動（公共サービス）」を実現することが協働です（図1）。

したがって、それぞれ特性が異なるわけですから、いつも仲良くというより、いい緊張関係があるのが自然です。そうした関係のうえで行うまちづくりが「協働のまちづくり」です。

協働のまちづくりによる公共的領域の概念図(図1)



民間非営利セクターの概念図(図2)



この指針でいう「市民」とは市内在住、在勤、在学の人々をいい、協働のまちづくりを担う市民活動団体は、図2の = 法人格を持たない任意団体と = 特定非営利活動法人（NPO法人）を担い手の対象と位置付けます。

¹特性（傾向として）：行政＝平等性、公平性、中立性、安定性。事業者（企業）＝経済優先、競争原理、市場原理。市民（NPO）＝多様性、創造性、先駆性。

印は資料編で用語を解説しています

（同じページに2つ以上ある同語の 印は1頁に1回表示）

3 協働のまちづくりを実現するための市民 と行政の役割

3-(1) 市民の役割

- ・市民は、まちの構成員としての役割と責任を認識し、市民同士が相互理解のもとまちづくりを推進するものとします。
- ・市民は、自らまちづくりの主体者の一員として、培ってきた能力を活用し、NPOなどの市民活動 に主体的に取り組み、協働のまちづくりを推進し新しい公共 を創造するものとします。
- ・市民は、まちづくりに関する各種イベントや行政が開催する説明会など、様々な「場」に積極的に参画するものとします。
- ・市民は自ら持つ協働のまちづくりのための情報について可能な限り公開に努めるものとします。

なお、この指針では事業者（企業）も社会貢献活動を行う「市民」に含むものとします。

3-(2) 行政の役割

- ・行政は、まちづくりのまとめ役として長期的かつ総合的な視点をもって、市民及び関係者と調整を図り、まちづくりを推進します。
- ・行政は、自ら持つまちづくりの情報について、可能な限り情報提供に努めます。
- ・協働のまちづくりが促進され、円滑に推進されるために有効な仕組みや手続き、手順などを策定するとともに適宜、見直しを図ります。
- ・協働のまちづくりの成り行きを把握して、問題があればパートナーに改善を申し入れるなど必要な措置を行います。

4 協働を進めるうえでの基本原則

市民と行政がまちづくりのパートナーとして「協働」を推進するうえでの基本原則は次のとおりです。

4-(1) 対等性の原則

まちづくりは、市民と行政の役割分担によって築かれるものである。

したがって、お互いに立場と特性を理解し、対等という関係を尊重し、まちづくりのパートナーとしての意識を持つ。

4-(2) 自主性・自立性尊重の原則

市民の活動が、自主的かつ自立的な活動であることを理解し、その主体性を尊重する。

4-(3) 目標共有の原則

協働のまちづくりを円滑に推進し、効果を挙げるために、達成しようとする目標を共有する。

4-(4) 相互理解の原則

お互いの価値観や行動原理が異っていても、双方の立場や特性を理解し、尊重したうえで双方の役割を果たす。

4-(5) 公開透明性の原則

お互いに説明責任を果たし、広く理解を得られるように努めるとともに、市民参画や協働への機会を広く確保する観点から、そのプロセス や結果などについて、可能な限り公開する。

法律などで公開が制限されている情報及び公開することにより悪影響が懸念される情報は除く

5 さまざまな協働まちづくりの形態

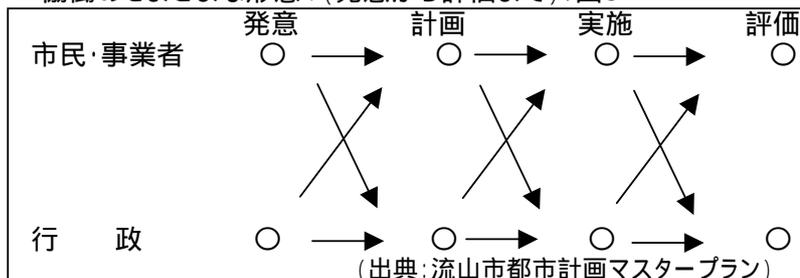
協働のまちづくりが具体的に事業化していくまでのプロセスにはさまざまな形態が考えられます。

例えば、まちづくりの発意的な提案は行政に限らず、市民からもあるわけで、そうした提案の柔軟な発想が活かされることが協働には大切です。その発意をもとに計画をつくり、事業を実施するのは、そのまま発意の提案者の場合もあれば、他の主体が中心となって行う場合もあります（図3）。

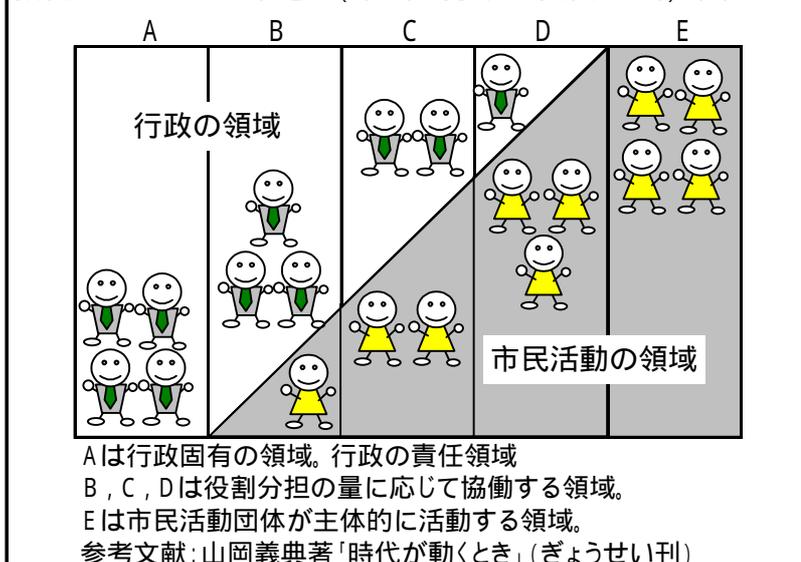
また、市民と行政の役割分担の加減によってもさまざまな協働の形態が考えられます。（図4）

特に、行政が継続的に担ってきた事業や施設管理等の公共サービスについても市民の柔軟な発想を活かし、協働の視点から見直していくことが重要となります。

協働のさまざまな形態1(発意から評価まで):図3



協働のさまざまな形態2(市民と行政の協働領域):図4



6 対象となる市民活動の分野と協働まちづくり事業の類型

市民活動 による参入可能な協働まちづくりの分野は、表1のとおりです。これは「特定非営利活動促進法」、いわゆるNPO 法人の活動分野と同様です。

そうした市民活動が協働まちづくり事業として具体化される場合、巻末の別表1のような指定管理者制度 や行政メニュー提示型、市民提案型などのほか、コミュニティビジネスのような市民事業 など、大きく4 類型に分けられます。

= 協働まちづくりに結びつく市民活動の分野 =
表 1

健康、医療又は福祉の増進を図る活動
社会教育の推進を図る活動
まちづくりの推進を図る活動
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
環境の保全を図る活動
災害救援活動
地域安全活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動
国際協力の活動
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
子どもの健全育成を図る活動
情報化社会の発展を図る活動
科学技術の振興を図る活動
経済活動の活性化を図る活動
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
消費者の保護を図る活動
各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動

上記17の分野はNPO 法人の設立要件を満たす活動分野で表しています。
各分野の具体的な事業は、巻末の資料編で詳しく例示しています。

7 協働まちづくり事業の採否の協議について

協働まちづくり事業は、前記の類型の事業化について、主体的な市民活動団体から提案されたり、行政からの呼びかけに市民側から応募のあった提案が対象となりますが、その採否のポイントは、行政が単独で実施するよりも、市民活動団体と連携・協力することにより、相乗効果の高まる公益的・社会貢献的な事業 という考え方を基本に、以下の視点で採否を決定することが重要です。

なお、提案の協議は、市民、行政職員及び有識者等で構成する提案調整の会議を設置し、協働まちづくり事業として適切であるかを協議するものとし、その際、公開協議で行うものとします。

- ・総合計画等の既定計画と整合が図られているかどうか。
- ・事業の実現によって様々な人々の参加の輪が広まることが期待できる事業かどうか。
- ・市民の特性が活かされ、先駆的で創造的な公共サービスが提供できる事業かどうか。
- ・協働するにあたり、市民と行政との役割分担が明確にできるかどうか。

- ・行政が単独で実施した場合と同程度のコストでサービス内容等の充実が図れるか、または、コストの低減が図れる事業であるかどうか。

その採否を協議するにあたっては、「基本原則」の考え方を尊重したプロセスの透明性が重要となります。

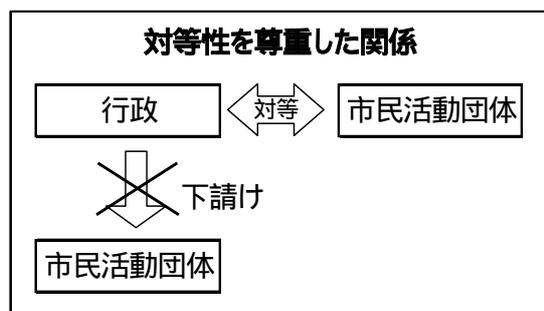
8 協働まちづくり事業における契約上の考え方

協働まちづくり事業が決定し、市民活動団体と行政が契約する際、単なる下請けとして契約を交わすのではなく、市民活動団体の特性を理解し、お互いの立場や対等性などパートナーシップの関係を尊重しながら事業の役割分担などを協議することが大切です。

一方の受託側である市民活動団体も公共の担い手として事業を遂行することを認識するものとします。

そうした市民活動団体の選定方法は、地域特性及び活動分野の特性のほか、先駆性及び創造性などを尊重するところが大きいことから、入札による価格競争は馴染みません。

協働まちづくり事業を担う団体の選定は、原則的に公募によるプロポーザル方式（提案型）での選定が適しています。



9 期待される効果

協働が促進されると次のような効果が期待できます。

- 9-(1) 市民の英知や社会資源が活かされ、市民活動が公共サービスの担い手のひとつとして広まりながら展開され、社会的な認知が広がる。
- 9-(2) 肥大化した行政運営の効率化とコストの削減が図れ、「小さな政府」が実現する。（行政のスリム化）
- 9-(3) 市民と行政の対話と相互理解が一層進み、それぞれのセクターにおける自己改革（意識改革）が進む。
- 9-(4) 対話と相互理解により、多様化する市民ニーズを的確に把握することができ、社会情勢の変化を的確に対応したまちづくりが推進され、「市民満足度」が高まる。
- 9-(5) 協働のまちづくり事業に結びつく市民活動が活発に展開されることで、地域コミュニティの絆が深まるとともに、市民活動の組織や財政基盤の強化につながり、公共を担う市民活動の力が大きくなる。
- 9-(6) 参画する市民の就労の場が生まれるとともに“生きがい”の一助となり、それが市民の健康に寄与し“元気市民”づくりの一助となる。

10 協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり

10-(1) 協働のまちづくり実現のための受け皿づくり

協働のまちづくりを実現させるためには、公共サービスの一翼を担える主体的な市民活動が育つ環境を整えることが必要です。そのため「協働のまちづくり」についての啓蒙活動が大切です。

その方策として、例えば出前説明会やフォーラム、研修会などを催し、「協働のまちづくり」の考え方を広めていくものとします。

10-(2) (仮称) 市民活動推進センターの設置

協働のまちづくりに結びつく市民活動の推進拠点として、(仮称)市民活動推進センターを設置します。準備を進めている場所は、旧流山青年の家の3階部分で、オープンは平成18年度の予定です。

機能としてハード面では、市民活動のための会議・作業スペース、事務機器などを備え、専用事務所を持たない団体の事務所的機能を備えるものとし、ソフト面では、参加者を拡大させる啓発活動、研修や人材育成、情報提供、市民活動団体のコーディネート・ネットワーク支援機能、行政との連携窓口の機能などを備えるものとします。

また、同センターの運営状況を評価し、課題などを常に情報共有しながら適宜柔軟に見直しなどについて協議する(仮)運営協議会を設置するものとします。

なお、当センターの運営形態は、「アウトソーシング(市民による業務参加)指針」(平成17年3月作成)の考え方にに基づき、公設民営を検討します。

10-(3) 協働のまちづくり実現のための支援策の検討

公共サービスを担う新しい多様な市民活動を推進する補助金や助成金、税制優遇措置、寄付や基金など各種の支援策を検討し、本市に相応しい助成制度を整えます。そして、行政が単独で行っている公共サービスで市民活動団体などが担える事業は、協働まちづくり事業として委ねていくことを進めます。

10-(4) パートナーシップ協定の策定と締結

市民との協働にあたっては、協働まちづくり事業ごとの業務内容についての契約に加え、前記の「協働を進めるうえでの基本原則」及び以下の項目を基本とする“パートナーシップ協定”を結ぶものとします。

- ・協働まちづくり事業が円滑に推進できるよう事前に役割分担などを十分協議する。
- ・事業開始後、定期的に情報交換や意見交換など適宜話し合える場を設ける。
- ・事業の進行状況に応じて、進捗状況及び成果などを再確認する。
- ・常に透明性を確保する。
- ・市民提案の知的所有権の経済的価値を評価・尊重する。
- ・事業終了後は評価を行い、反省点を次の事業へ反映させる。

10-(5) 庁内体制の整備強化

協働のまちづくりを推進し、「市民満足度の高い流山市」を実現させるため、

行政においても協働まちづくり事業を創出・調整のできる庁内組織や仕組みを整備・拡充し、職員の意識改革を推進します。

- ・「市民参画」や「協働」を促進するため、協働まちづくり事業の対象となる公共事業の選考や市民提案に対する協議を行う庁内調整会議等を設置します。
- ・（仮称）市民活動推進センターと連携した協働のまちづくりを広めるための情報共有の仕組みを拡充します。
- ・事業化された協働まちづくり事業は、その進行管理や事業の成果を評価できる仕組みを作り、協働まちづくりの成功に繋がります。
- ・協働の実現には行政職員の意識改革が不可欠であるため、市民と行政が対等の立場で連携協力できる関係が深められるよう、研修制度や体験制度の拡充を図ります。

別表1

協働まちづくりによる新しい公共の種類

新しい公共サービスの類型	説 明	発意の主体	活動主体	役割分担など	財源	事業例示	協働の手続き方法
指定管理者制度 (施設の管理運営代行)	従来、行政関連団体しか管理委託できなかったが、自治法244条の2第3項の改正により、NPOなどの市民団体や民間企業などへの委託運営管理が可能となった。 指定管理者制度の導入により、市民の創造性、先駆性のある施設の運営管理が増えるものと予想される。	行政	市民 企業	基本的には行政の仕様書に基づく委託。 新しい発想、受益者負担による収益部分などの自由度は大さい。	指定管理料 (行政予算) ・利用料など受益者負担金	・公共施設等の受託(運営管理)	・公募によるプロポーザル方式が好ましい
協働まちづくり事業	行政が行っている既存の公共サービスの中で、行政が抱える課題等のメニューを提示し、それに対し、市民活動団体等から協働のための改善点や役割分担などが市民提案され、協働まちづくり事業として解決していくもの。 事業が継続的に軌道に乗れば、市民事業として切り替わる分野もありえる。	行政	市民 企業 行政 役割分担による	基本的には行政の仕様書に基づく委託。 しかし、双方の協議で市民等の新しい発想は活かされる。 ・役割分担は協議	行政委託料 (継続的な事業)	・公共サービス事業の業務委託(アウトソーシング)	・公募によるプロポーザル方式が好ましい
市民提案型 (事業委託、事業費補助)	市民の自由な発想と自発的な意志に基づいた協働まちづくり事業に結びつく市民提案。若しくは既存の公共サービスに対し、市民の創意工夫のもと提案されるもの。その提案が公共サービスとして行政の考え方とマッチした場合、行政と役割分担などを協議し、協働の公共サービスとして事業化するもの。	市民	市民 行政 役割分担による	新しい発想が活かされる。 ・役割分担など協議	行政委託料 (継続的な事業) ・行政補助金(単発的な企画事業) ・利用料など受益者負担金	・公共サービス事業	・公募によるプロポーザル方式が好ましい
市民事業	社会貢献したいという自発的な意思による市民活動が、多様化する市民ニーズにマッチし、地域密着型の自立型ビジネスとして行われるもの。市民活動の先駆性、創造性、多様性、個性が成功のカギ。	市民	市民 企業	新しい発想が活かされる	・利用料など受益者負担金	・別記17分野を参照	・自立型

ここでいう「市民」とは協働まちづくり事業を担うNPO法人若しくは任意市民団体をいう(個のボランティアではない)。

の混合型もありえる。

協働まちづくり事業に結びつく17分野の例示（新しい公共）

この例示は、具体的な活動をイメージしやすいよう、全国的に展開されているNPO活動などの事例を集めました。このような中から協働まちづくり事業に結びつく市民活動の参考になれば幸いです。ただし、これらの例示の全てが本市との協働まちづくり事業としてマッチするとは限りませんのでご理解ください。

1 保健・医療又は福祉の増進を図る活動

高齢者や障害をもつ方、ご病氣中の方などへの支援、また、こうした課題を社会に問題提起し、解決できるよう働きかける活動などです。

高齢者向け支援

- ・たすけあいサービス（家事、買物、介助、衣服交換、おむつ交換、話し相手、見守り）
- ・余暇活動（絵手紙、工芸、手芸、書道などの教室、三味線、琴、民謡などの鑑賞）
- ・移送サービス（散歩、ドライブ、買物、通院）
- ・配食サービス
- ・介護保険事業（デイサービス、ホームヘルパー派遣、身体介護、入浴）
- ・訪問理・美容

障害者向け支援

- ・デイ・ケア（話し相手、留守番、預り、送迎代行、外出時のヘルプ）
- ・ナイト・ケア（家庭で用事があるときの宿泊）
- ・余暇活動（絵画、音楽、パソコン教室、買物）
- ・視聴覚障害者のためのCDによる読書の提供
- ・聴覚障害者に対し字幕放送製作・作業所での自主製品作り

医療に関する支援

- ・アルコール・薬物依存症の人たちや会合や電話相談
- ・悩みを抱える人に対するカウンセリング
- ・アトピーなどアレルギー問題の知識の普及

その他の支援

- ・不登校・引きこもりの者に対して講義

2 社会教育の推進を図る活動

学校教育以外のすべての教育活動をさし、消費者教育、生涯教育、社会問題の啓蒙活動などです。

- ・ 学校では学べない遊びなどを通したまなびの場を提供
- ・ 不登校や引きこもりの青少年による相互学習の場の提供や自立支援
- ・ 在日外国人に対する日本語教室や生活相談の支援
- ・ 外出困難な障害者などが就労機会を得るためのインターネット技術の提供
- ・ 高齢者や視聴覚障害者などに対するパソコン教室
- ・ 高齢者を対象にした第二の人生のためのライフプランセミナー
- ・ 経験豊富な退職者の業務知識を活かした社会参加への支援
- ・ 円滑な人間関係を築くための心理問題解決やカウンセリングの活動
- ・ 地域に住む誰もが教育づくりに主体的に参画できる市民のネットワーク推進
- ・ 知識を持った市民を講師として発掘し、市民と学校とをコーディネートする活動

3 まちづくりの推進を図る活動

地域の活性化、町おこし、地域住民の交流活動などです。

- ・ 街並みの保存
- ・ 賑わいをなくした商店街の復興
- ・ 河川の美化・街の緑地活動
- ・ 都市計画に住民の意見を反映させるよう行政に政策提言を行う活動
- ・ バリアフリーのトイレ情報や福祉マップの制作
- ・ 観光ガイドボランティア
- ・ 地域活性化を目指し公共の広場でのまちおこしのためのイベント企画
- ・ マンションの管理情報に関する相談会開催や資料の提供
- ・ 地域のまちづくりの取り組みなどを紹介する市民講座
- ・ まちを良くするワークショップ開催
- ・ 都市計画への住民参加の活動
- ・ 市街地での自転車の普及事業

4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

地域への芸術や文化の誘致、スポーツ振興の活動などです。

文化

- ・ 海外との文化芸術交流・伝統文化の振興
- ・ 継承を目的とした茶道・歌舞伎などの教室や公演
- ・ 着物のリサイクル事業

芸術

- ・ 子供たちに自己表現の場を与える芸術活動
- ・ 芸術に関する指導者の養成や公募展の開催
- ・ 地域の芸能
- ・ 音楽の向上と発展に向けた市民オーケストラ・合唱団

スポーツ

- ・ 多様なスポーツを通して心身の健全な育成をめざす地域のスポーツチーム
- ・ スポーツ指導
- ・ 障害者スポーツの普及・オリエンテーリングなどの自然スポーツ教室

5 環境の保全を図る活動

自然環境の保護活動や野生動物の保護、ゴミ問題への提言やリサイクル活動の推進、地球温暖化、酸性雨の調査活動などです。

自然保全・環境整備

- ・ 土手の草刈・河川の掃除
- ・ 生物（ホタル・メダカ）の生息地復活・環境調査
- ・ カウンセリング（廃棄物・騒音など）

自然・環境会議

- ・ 林や田んぼでの自然観察会
- ・ 子供たちによる環境会議
- ・ 地球環境セミナー
- ・ 環境マップ作り・自然に触れるエコツアー

リサイクル事業

- ・ 事業所・店頭などでの資源ごみ回収
- ・ フリーマーケット
- ・ 生ごみ・資源ごみのリサイクル推進
- ・ 太陽光発電

6 災害救援活動

地震などの災害時や海山での遭難時の救援活動、災害後の心のケアや復興支援活動などです。

- ・ 防災訓練や地震に関する情報の収集・発信
- ・ 災害救助犬による行方不明者捜索活動
- ・ 防災講座（関東直下型地震に備える防災フォーラムの開催）
- ・ 被災地へ義捐金や救援物資を送る活動
- ・ 自然災害に対する緊急救援活動
- ・ 防災グッズの販売
- ・ 災害ボランティアコーディネーターの養成
- ・ 災害時における障害者、独居老人、高齢者への支援ネットワークの研究
- ・ 災害発生時に被災者への炊き出しなどを行う活動

7 地域安全活動

地域の防犯活動や交通安全活動、災害予防活動などです。

- ・ 空き地の火災防止のための草刈りや不法投棄防止活動
- ・ 犯罪予防の安全パトロール
- ・ 犯罪、事故防止のための研究活動
- ・ 暴力、犯罪などに苦しむ人への精神的支援
- ・ 防犯講座
- ・ 土砂災害の防止・技術力の向上
- ・ 交通事故相談や事務手続きの指導・助言・相談

8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

犯罪被害者支援、発言や報道の自由の確保、核兵器の使用や製造の禁止の活動などです。

- ・ 虐待されている子供と虐待してしまう親のための電話相談
- ・ 児童相談所などと連携による虐待の危機介入や救出
- ・ ホームレスへの食事・衣類・風呂・散髪・住居などの生活支援
- ・ 人権啓蒙のための人権映画を見る上映活動や人権講演会
- ・ 人権侵害を受けている人に対しての人権問題相談会の開催
- ・ 平和推進運動

9 国際協力の活動

在日外国人を支える活動、途上国での保健・医療や教育援助活動、技術支援、難民支援、衣料・食糧援助活動などです。

- ・ 外国籍市民に対し健康相談会や検診
- ・ 子育て相談会
- ・ 電話による医療や生活相談
- ・ 日本語教室の開催
- ・ 途上国の教育・医療支援・難民救助活動・生活物資を送る活動
- ・ 途上国に日本の道具を提供し技術を伝授する活動
- ・ 貧しい地域の子供たちを支援する里親制度
- ・ 言葉・習慣・食を通しての異文化交流
- ・ 海外の実態を学ぶスタディツアーの開催
- ・ イベントや観光ガイドの通訳

10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

就労の性差別をなくす活動、女性の社会的自立支援、セクシャルハラスメント防止活動などです。

- ・ 差別に反対する男女共同参画社会の形成を促進
- ・ 子育て中の親のための託児付の教室や講演会開催
- ・ 女性の雇用均等を求める女性の自立支援
- ・ 子育て中のお父さんとお母さんの支援
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクハラ防止、またそれらによる被害者の心理的・社会的支援
- ・ 家庭内で仕事のできるSOHO（在宅勤務）の仕事紹介
- ・ 子育て中の女性などを対象とした託児付きのコンサートや講演会の開催

11 子どもの健全育成を図る活動

乳幼児保育、学童保育所の運営、地域での世代を超えた交流活動、子どもの権利を守る活動などです。

子育て支援

- ・ 親子で遊ぶ親子教室、親の講座参加時の託児、一時保育
- ・ 子育て情報誌発行

子供に対する支援

- ・子供たちが悩みや思いを自由に話せる電話サービス
 - ・外国籍の子供に対する語学教室の開催
 - ・災害・病気・貧困に苦しむ子供に手芸・工芸道具の寄贈、勉強のサポート
 - ・共働き・母子・父子家庭の子供に対する学童保育
 - ・自然に親しむキャンプの企画
 - ・市民参画の教育づくり
 - ・親と子供の舞台鑑賞活動
 - ・伝統文化の継承（太鼓・民謡など）
 - ・まちづくりにおける子供の参画推進
- 青少年に対する支援
- ・学習障害・不登校の者などに対しフリースクールの開校・学習指導
 - ・不登校・ひきこもりの者に対してカウンセリング

1 2 情報化社会の発展を図る活動

インターネットなど新しい情報通信技術手段の活用を図る活動など

- ・パソコンやインターネットを取り扱う能力の向上のための情報処理教育の推進
- ・ITコーディネーターの育成
- ・ネットワークを利用する医療・福祉分野への普及

1 3 科学技術の振興を図る活動

環境、医療分野の基礎となる研究や利用促進燃料電池などの開発など

- ・環境・医療分野の基礎となる研究や利用促進（燃料電池など）
- ・バイオテクノロジーに関する研究事業
- ・先端科学技術の情報提供・調査・研究・発表

1 4 経済活動の活性化を図る活動

ベンチャー企業の環境を図る活動、地域全体の経済活性化の促進を図る活動など

- ・商店街の活性化を通じて地域社会全体の経済活性化の促進
- ・農・工業への応用利用・開発の普及と支援
- ・ベンチャービジネス、コミュニティビジネスに関するセミナーの開催

15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

職業訓練や職業紹介など。例えば、路上生活者や職業訓練、就労支援を図る活動など

- ・ 障害者、高齢者、専業主婦、失業者の就職支援
- ・ 起業を目指す人へのトレーニング・スキルアップ・交流の促進など
- ・ 障害者地域作業所

16 消費者の保護を図る活動

消費者に対して商品に関する情報提供、商品知識の普及を図る活動など

- ・ 消費者相談
- ・ 商品の品質、安全、などの検査、管理活動
- ・ 消費者に対して商品に関する情報提供や相談
- ・ 商品知識の普及を図る事業
- ・ 自己破産相談

17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- ・ N P O 法人設立運営相談
- ・ 情報提供活動
- ・ 人材育成のための研修など団体への支援活動など
- ・ N P O 経営に必要なスキルを提供するための広報や会計、労務管理、事業開発、資金開拓などの支援活動
- ・ N P O 同士や N P O と行政・企業をつなぐ役割

用語の解説（五十音順）

アウトソーシング（市民による業務参加）指針：

本市の「新行財政改革実行プラン」を実行するための指針のひとつ。
アウトソーシングは“業務を外部に委託すること”だが、アウトソーシング指針では単なる業務委託ではなく、市民参加を推進すること目的としている。市ホームページなどで閲覧可。

新しい公共：

行政が単独で行ってきた従来の「公共」や「公益」ではなく、市民、事業者及び行政が協働で創り出し、共に担う公共をいう。多様な社会変化からの必要性から生まれるものである。

N P O（Non-Profit Organizationの略）：

社会的使命（ミッション）の精神を尊重し、市民が自発的に組織した特定非営利活

動法人若しくは法人格を取得していない任意の市民活動団体を含む「民間非営利組織」の総称。行政や企業と独立した存在として、社会の必要性から生まれた。NPO活動の存在なくして協働は実現しない。

公設民営：

施設などを行政が設立し、その管理運営を民間など行政以外に委託して施設を運営すること。

コーディネート：

物事を調整してまとめること。

指定管理者制度：

民間活力により公共施設の管理・運営を行う制度。管理の一部を委託する契約関係ではなく、指定した管理者に施設の管理・運営を代行させるもの。多様化する市民ニーズに、より効率的で効果的な高い市民サービスを提供し、経費節減等を図ることを目的とした制度。地方自治法の一部が平成15年9月に改正され、適用可能となった。

市民：

本市に在住・在勤・在学する個人、市民活動団体（NPO法人を含む）、自治会及び市内の企業。

市民活動：

上記のNPOが主体的に行う社会貢献活動をいう。したがってこの指針では、団体会員同士の利益のみにとどまる活動や趣味的な活動は含まないものとする。

市民提案：

協働まちづくりに結びつく、主体的に活動する市民からの提案。ここでは従来の陳情や要望ではない。

市民満足度：

流山市の暮らしにどれだけ満足したか（アウトカム指標）。

本市では市総合計画（計画期間：平成12年～平成32年）の前期10年間の下期5か年計画（平成17年度から平成21年度まで）において「市民満足度の高い流山市への転換」を掲げ、徹底した行財政改革を実行し、市民満足度を高め、都市間競争をリードすることとしている。これまで各自治体は公共事業に対し、どれだけの予算を投じたか（インプット指標）、投じた予算でどれだけの事業を行ったか（アウトプット指標）を行政評価の基準としてきたが、各自治体とも行政評価に市民満足度などのアウトカム指標を整え、本来の行政評価となった。

小さな政府：

政府の役割、規模の肥大化が、経費の増大や非効率を生んでいると批判し、政府の役割・事業等を縮小して財政経費を減らし、市場に委ねようとする考え方。（三省堂提供「大辞林 第二版」より）

ネットワーク：

網目状に多様な階層と連携すること。ネットワーク化は協働には不可欠な行為。

パートナーシップ：

協働と同義語。複数の者が、対等な立場で、共通する目的のために協働する関係。

フォーラム：

フォーラム-ディスカッション（forum discussion）の略。一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う討論の方式。集団的公開討議。

プロセス：

手順、方法、過程

プロポーザル方式：

提案。その事業（プロジェクト）に最も適した事業設計の企画提案を選ぶ方式。

市民と行政の協働まちづくりのための指針

発行：平成17年8月

編集：流山市市民生活部コミュニティ課
市民活動推進室

発行者：流山市

千葉県流山市平和台1-1-1

: 04-7158-1111 (代)